平成２２年（フ）第９８０号
大阪府岸和田市春木若松町５番９号ヴェルハイツⅡ301号
債務者　原田　浩一
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９８１号
大阪府岸和田市春木旭町12番１―503号
債務者　原田　末義
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９８５号
大阪府泉南市樽井４丁目16番11号
債務者　松本　秀行
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９９１号
大阪府泉南郡熊取町五門東４丁目７番25号
債務者　宰務　実香
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９９２号
大阪府岸和田市三田町425番地の２、前住所
大阪府岸和田市三田町350番地の21
債務者　法橋　淳子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９９３号
大阪府岸和田市三田町425番地の２、前住所
大阪府岸和田市三田町350番地の21
債務者　法橋　計光
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９９５号
大阪府泉南市岡田５丁目11番５号
債務者　出口　良次
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１００２号
大阪府泉南市信達市場1221番地の23
債務者　有村　　忍
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１００３号
大阪府和泉市和気町４丁目23番１号
債務者　藤村　重治
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１００４号
大阪府貝塚市三ツ松2722番地33棟305号
債務者　戸田　博一
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１００６号
大阪府泉佐野市高松東２丁目３番14号昌和荘１－２
債務者　冨永　希美
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１００９号
大阪府岸和田市春木泉町１番９―503号、前住所大阪府岸和田市下松町１丁目18番31―201号
債務者　今井　政次
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０１１号
大阪府和泉市池田下町1148番地の１
債務者　和田　周二
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０１４号
大阪府岸和田市岡山町1260番地の５、前住所
大阪府岸和田市荒木町２丁目22番９―205号
債務者　加藤　徳男
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０１５号
大阪府岸和田市岡山町1260番地の５、前住所
大阪府岸和田市荒木町２丁目22番９―205号
債務者　加藤　和美（旧姓小針）
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１１８号
兵庫県加西市西谷町420番地
債務者　為広昌哉こと　爲廣　昌哉
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第１２５号
兵庫県小野市三和町807番地の２
債務者　本澤亜起子（旧姓西脇）
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
神戸地方裁判所社支部